○公安委公告

口

公公告

報

○告示

10月20日 (金曜日)

年

令 和 5

山口県告示第二百九十三号

評価に関する事項を記載した書面は、令和五年十月二十日から同年十一月十日までの づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

に供する。 令和五年十月二十日

間、

山口県環境生活部環境政策課及び美祢市市民福祉部生活環境課において公衆の縦覧

山口県知事

村 岡 嗣 政

山口都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)	の位置の指定	報告(畜		生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	(環境政策課) 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要	○告示		······································	1				
"	"	ハ六 六 の 三 	種類		(一) 種	三 特定	所在地	名	二工場	住	氏名	一 申請	
○ 六三 〃	〇 . 六五二五 /	○·六七五 令和五、 一一、一三 一一、二	能 (㎡) 年月日 年月日	1	種類、構造及び使用時間間隔等	特定施設に関する事項	地 美祢市美東町真名一○七一番地	称 天宿の杜桂月	工場又は事業場の名称及び所在地	所 美祢市美東町真名一〇七一番地	氏名又は名称 山口弘幸	申請者の氏名又は名称及び住所	
"	"	一令一和	年予使 用	14						番地			

備考「六	"	"	"	六六の三―	種類	
第一第六十六号の三の旅館業の用に供する入浴施設をいう。「六六の三-ハ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十	○·五八五 〃	〇 · 六三 〃	〇・六五二五	〇・六七五	能	構
館業の用に供	"	"	"	一令和、五、一三	年予工 月 月 月 日 定 手	
業の用に供する入浴施水質汚濁防止法施行令	"	"	"	一令和五、一三	年予工 月 月 完成	造
設をいう。	"	"	"	一令和、二、二三	年予使 月 開 日定始	
ハ年政令第	"	"	"	断続	間 使 用 時間	使
をいう。 昭和四十六年政令第百八十八号)	"	"	"	一二時間	時 り 日 一 世 当 用 た	用の方
安) 別表	"	"	"	変動なし	動の概要	法

令和 5 年10月20日 3	金曜日 止	I	П	Ì	是	報		(定期])	É	第 4	48	号	
排	合 種 并 処理	二 処理控	合併処理な	種	一種類、構造及び使用時間間隔四 汚水等の処理施設に関する事項	備考()の	"	"	"	六六の三ー		種類		(二) 排出*
	争 化 曹	心設に	浄 化 槽	類	構造が	の表の備考は、				ハ	通	水		される活
Manage	<u>処</u> 項 理 前 目	よる処理	製強化プ	構	及び使用過設に関	احا	"	"	"	七	常	素イ、		の水等の
常 イ 排 及	通水素	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	製化プラスチ		構造及び使用時間間隔等処理施設に関する事項	の表につ					最大	(火素皆数)	汚	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
- ************************************	七常八万	処理後	ック	造	隔 等	いて準	"	"	"	八 五 · · · 六 · 八		改度	1.0	態の値
通 化 学 的 酸 水	最 大ン濃度 大・八・六・八・六・八・六・八・六・八・六・八・六・八・八・八・八・八・八・八・	の汚水等		能		用する。					通	化学的	水	及び汚水
	通化学	守の汚染		m / I			"	"	"	七	常最	酸素	等	小等の量
最一般を表現します。	常 最 大	状態の	一一接	旦力			"	"	"			要求量	の 	±
通浮	0 / 0	値並び	触ば	処理の・							通	浮		
常物	通 常 遊 物	に汚水等	気	方 式 ———			"	"	"	二七	常	遊物	汚	
大量。	最順質	可 の 量	連	間使 用							/	19質	染	
最 (動植 (型)			続	時 隔間			"	"	"	=======================================	大通	量	-	
大化脂状	動 最 一		二四	の一使日								窒		
通 窒 <u>五</u>	二〇 大 () 脂類		時間	用当 時た 間り			"	"	"	四	常最	ig I	態	
# = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	常爾頭		変動	概季節			"	"	"			<i>,</i>	0	
大党素	五人と素		な	概 季節的変動の							通		値	
通 値 常	通値		L				"	"	"	· -	常	燐%		
一	一八 常 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		既	年 月 日			"	"	"	三		ng /		
大色	一大色	_								五五	大通	() F		
通 排出水の一日当たりの量	活水等の一日当たりの量 二三・五 二三・五 二			年 月 日			"	"	"		常	汚水等の一日当たりの量(㎡)		
常 当 た り	・									五	最	日当たり		
大 m³ / /	1		設)	年 月 日			"	"	"	一・七五	大	の量(m)		

ERD 株式会社LIP Ŧī. 号 四丁目五番三一 周南市久米中央 二八 二 三 ルピナス リステーション 訪問看護リハビ 三 七 号四丁目五番三 周南市久米中 七九・五 - 央 " $\overline{\bigcirc}$ "

六

山口県告示第二百九十六号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、

医療

扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年十月二十日

大坪 氏施 名術 者の 晃子 ジ療院
おおつぼマッサー 名 施 称 岩国市小瀬 所術 兀 在 八の 所 地 令和五、 指 定 年

山口県知事

村

岡

嗣

政

月

日

山口県告示第二百九十七号

とおり報告を求める。 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第五十二条の規定により、 次の

百七十九号)は、廃止する。 家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示 (令和五年山口県告示第

令和五年十月二十日

Щ

口県知事

村

岡

嗣

政

報告すべき者

高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため

実施の目的

が百羽以上又は飼養しているだちようの羽数が十羽以上である農場の所有者 ら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥(以下「鶏等」という。)の羽数の合計 報告の対象となる期間のいずれかの日において、飼養している鶏、 あひる、うず

報告すべき事項 二に掲げる農場において、 毎週月曜日から日曜日までの間 初 回の報告にあって

 \equiv

六

数その他鶏等の羽数の増減に関する事項 は、令和五年十月二日から同月二十二日までの間)に飼養し、及び死亡した鶏等の羽

四 報告書の提出期限

は 報告の対象となる期間の初日の属する週の翌週の月曜日正午(初回の報告にあって 令和五年十月二十三日正午)

Ŧī. 報告書の提出先

その他 一に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所

ること。 高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、 直ちにその旨を報告す

山口県告示第二百九十八号

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

て一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和五年十月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

令和五年十月二十日

 \Box

山口県知事 村 岡 嗣 政

道路の種類

道路の区域

山

路

線

名

光玖珂線

まで
・
大字字川端一六三六の三地先の三地先から
・
の三地先から
・
大字小周防字東竹ノ下一六五九 区 間 旧 新別 新 旧 最最 広狭 最最 広狭 (メートル)敷地の幅員 一 二八 · 九七 二一二〇:七三 (メートル) 長 二六八・〇 二七四: 備 考

山口県告示第二百九十九号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一 号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

山口県知事

村

畄

嗣

政

令和五年十月二十日

下松市大字	六松市大字	地
東豊井字	:市大字東豊井字百田四	名
:市大字東豊井字百田四二六の一五	子百田四	及
二六の一	二六の	び
五.	四及び四二六	番
	の	地
六. 〇	四 · ○ ~ · ○	(メートル)
1 11111 - 1	三元	(メートル) 延
"	- 令和五、	指定年月日
"		Ц

(一九七) 国土調査の成果の認証

の成果を次のとおり認証しました。 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 国土調査

令和五年十月二十日

山口県知事 村 畄 嗣

政

国土調査を行った者の名称等

下松市	名称 行った者の 国土調査を
令和五年二月六日まで令和二年五月二十六日から	国土調査を行った期間
下松市地籍簿下松市地籍図	成果の名称
一部大字河内及び大字山田の各	国土調査を行った地域

\equiv 認証年月日

令和五年十月二十日

(一九八) 山口都市計画道路の変更の案の縦覧

画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によ 都市計画法 当該変更に係る山口都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、山口都市計

(定期) 448 号 第 三 几 変更の内容 都市計画を変更する土地の区域 区域の変更 山口市鋳銭司 都市計画の種類及び名称 口都市計画道路三・二・二国道二号鋳銭司陶線

都市計画の案の縦覧場所 令和五年十月二十日から二週間 都市計画の案の縦覧期間

山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

防府都市計画道路の変更の案の縦覧

画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によ 当該変更に係る防府都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、 防府都市計

令和五年十月二十日

山口県知事 村 岡 嗣

政

几 落札者を決定した日 般競争入札

三

契約の相手方を決定した手続

落札に係る物品等の名称及び数量

運転免許申請受付システム 一式

山口県警察本部警務部会計課 事務を担当する課の名称及び所在地

山口市滝町一番一号

五. 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地 令和五年八月十日

六 三〇号 落札金額 九千五百七十万円 富士フイルムイメージングシステムズ株式会社 東京都品川区西五反田三丁目六番

七

入札公告日

令和五年六月二十七日

防府都市計画道路三、四、四十一大崎線

令和五年十月二十日

 $\stackrel{-}{-}$ 都市計画を変更する土地の区域 防府市大字大崎及び大字佐野

山口県知事

村

岡

嗣

政

三 変更の内容

路線の追加

令和五年十月二十日から二週間 都市計画の案の縦覧期間

兀

都市計画の案の縦覧場所

五. 山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和五年十月二十日

村 岡 嗣 政

山口県知事